

令和7年度 第2回  
富士市都市計画審議会 議案書

日時 令和8年1月29日(木) 午後2時  
会場 富士市庁舎10階 全員協議会室

## 審第1号

岳南広域都市計画 道路の変更について（静岡県決定）

## 審第1号

岳南広域都市計画 道路の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次のように本会に付議する。

令和8年1月29日提出  
富士市都市計画審議会  
会長 大山 勲

岳南広域都市計画道路の変更(静岡県決定)

都市計画道路中 3・4・20 号富士停車場厚原線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・20	富士停車場厚原線	富士市本町	富士市厚原字横堀	富士市伝法字長沢	約 4,390m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差 12 箇所 自動車専用道路との立体交差 1 箇所	
	3・6・49	富士駅伝法線	富士市本町	富士市伝法字坂本	富士市本市場字前田	約 2,950m	地表式	2車線	11m	幹線街路との平面交差 5 箇所	面積 約 3,800 m <sup>2</sup>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

富士駅北口における駅前広場再整備事業及び公益施設整備事業の施行と合わせ、富士駅北口の交通結節機能を向上し自動車交通の円滑かつ効率的な処理を図るため、都市計画道路富士停車場厚原線及び都市計画道路富士駅伝法線を本案のとおり変更する。

## 変 更 理 由

3・4・20号富士停車場厚原線は、昭和31年に都市計画決定されたものである。

本路線は、富士市の主要な交通結節点であるJR東海道本線の富士駅北口に接続する幹線道路である。

岳南広域都市計画区域マスタープランにおいては、富士駅北口周辺地区を都市拠点として位置付け、市街地再開発事業による都市基盤の整備などにより土地の高度利用を促進し、多様な都市機能が集積した都市拠点の形成を図ることとしている。

このことから、予定される公益施設整備を含む富士駅北口駅前広場再整備事業の施行に合わせ、本路線の起点の位置を約20m延伸するよう変更する。

また、富士駅北口駅前広場の区域を3,800㎡に変更する。

3・6・49号富士駅伝法線は、昭和31年に都市計画決定されたものである。

3・4・20号富士停車場厚原線同様、富士駅北口駅前広場再整備事業の施行に合わせ、本路線の区間を150m延伸し、起点の位置及び延長を2,950mに変更する。

## 変 更 概 要 書

都市計画道路中 3・4・20 号富士停車場厚原線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・20	富士停車場厚原線	富士市本町	富士市厚原字横堀	富士市伝法字長沢	約 4,370m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 11 箇所 自動車専用道路との立体交差 1 箇所	
			なお、富士市本町地内に富士駅北口駅前広場を設ける。								
幹線街路	3・4・20	富士停車場厚原線	富士市本町	富士市厚原字横堀	富士市伝法字長沢	約 4,390m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 12 箇所 自動車専用道路との立体交差 1 箇所	
			なお、富士市本町地内に富士駅北口駅前広場を設ける。								
幹線街路	3・6・49	富士駅伝法線	富士市本町	富士市伝法字坂本	富士市本市場字前田	約 2,800m	地表式	2 車線	11m	富士駅構内コンテナ線と平面交差 大興製紙専用西線と平面交差 本州製紙専用鉄道東線と平面交差 本州製紙専用鉄道西線と平面交差 幹線街路との平面交差 4 箇所	
幹線街路	3・6・49	富士駅伝法線	富士市本町	富士市伝法字坂本	富士市本市場字前田	約 2,950m	地表式	2 車線	11m	幹線街路との平面交差 5 箇所	

上段黒書：既決定

下段赤書：変更後

## 岳南広域都市計画 道路の変更に係る経緯

### 1 説明会等の開催状況について

#### <説明会>

日 時	場 所	対象者	参加者
令和7年2月17日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	21人
令和7年2月24日(月)15:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	24人
令和7年2月24日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	9人
計			54人

#### <公聴会>

日 時	場 所	備 考
令和7年8月20日(水)14:00～	富士市役所8階第二会議室	公述の申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。

### 2 変更案に関する縦覧状況について

期 間	縦覧者	意見書の提出状況
令和7年11月11日(火) ～11月26日(水)	18人	意見書の提出はありませんでした。

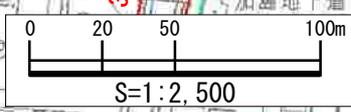


岳南広域都市計画道路の変更  
 3・4・20号 富士停車場厚原線  
 3・6・49号 富士駅伝法線  
 (静岡県決定)

第1号議案附図

拡大図

NO. 2



岳南広域都市計画道路の変更  
 3・4・20号 富士停車場厚原線  
 3・6・49号 富士駅伝法線  
 (静岡県決定)

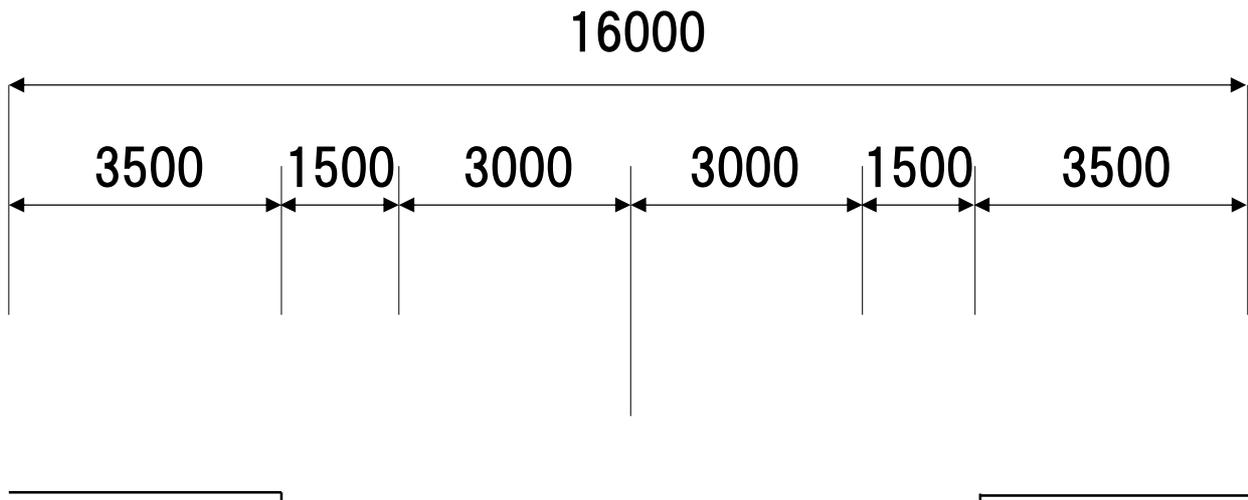
第1号議案附図

参考図

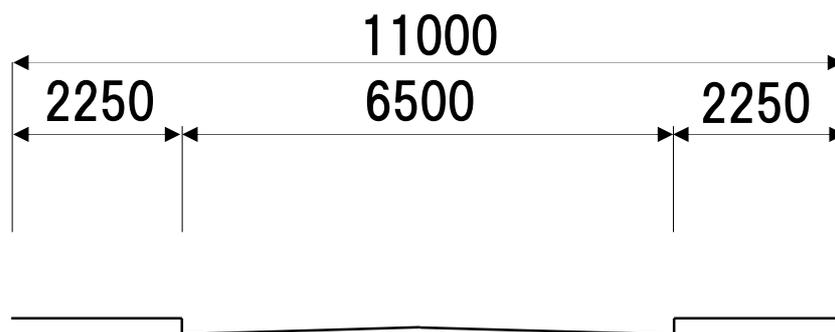
NO. 3

標準横断面図 S=1:100

富士停車場厚原線



富士駅伝法線



番号	名称	種別	設計速度	計画交通量	備考
3・4・20	富士停車場厚原線	第4種第2級	40km/h	7,300台	
3・6・49	富士駅伝法線	第4種第2級	40km/h	4,500台	

※種別・設計速度については代表部を示しており、全線を示すものではない。

## 審第2号

岳南広域都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について（富士市決定）

審第2号

岳南広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次のように本会に付議する。

令和8年1月29日提出  
富士市都市計画審議会  
会長 大山 勲

## 岳南広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更（富士市決定）

岳南広域都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 32.3ha	
準防火地域	約 163.0ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

富士駅北口駅前広場整備事業に伴い、土地の高度利用が図られる中で、防火性能の高い建築物の建築を誘導し、市街地における火災の危険性を防除するため、防火地域及び準防火地域の範囲を本案のとおり変更する。

## 変 更 理 由

富士駅北口周辺地区を含む富士地区の防火地域及び準防火地域は、商業系用途地域における高度な土地利用と火災リスクの低減の両立を図るため、昭和 32 年に都市計画決定された。

岳南広域都市計画区域マスタープランでは、富士駅北口周辺地区を都市拠点として位置付け、市街地再開発事業、都市基盤の整備等により土地の高度利用を促進し、多様な都市機能が集積した都市拠点の形成を図るとしている。

このたび、令和 4 年 3 月に富士駅北口駅前広場再整備事業に着手した。これに合わせ、防火性能の高い建築物の建築を誘導し、市街地における火災の危険性を防除するため、防火地域及び準防火地域を本案のとおり変更する。

変 更 概 要

地区名	変更前	変更後
富士地区	防火地域 約 4.4ha 準防火地域 約 69.4ha	防火地域 約 4.7ha 準防火地域 約 69.5ha
吉原地区	防火地域 約 7.7ha 準防火地域 約 40.0ha	変更なし
富士中部地区	防火地域 約 19.9ha 準防火地域 約 49.6ha	変更なし
新富士駅南地区	準防火地域 約 3.9ha	変更なし
防火地域 準防火地域	防火地域 約 32.0ha 準防火地域 約 162.9ha	防火地域 約 32.3ha 準防火地域 約 163.0ha

## 岳南広域都市計画 防火地域及び準防火地域の変更に係る経緯

### 1 説明会等の開催状況について

#### <説明会>

日 時	場 所	対象者	参加者
令和7年2月17日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	21人
令和7年2月24日(月)15:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	24人
令和7年2月24日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	9人
計			54人

#### <公聴会>

日 時	場 所	備 考
令和7年8月20日(水)16:00～	富士市役所8階第二会議室	公述の申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。

### 2 変更案に関する縦覧状況について

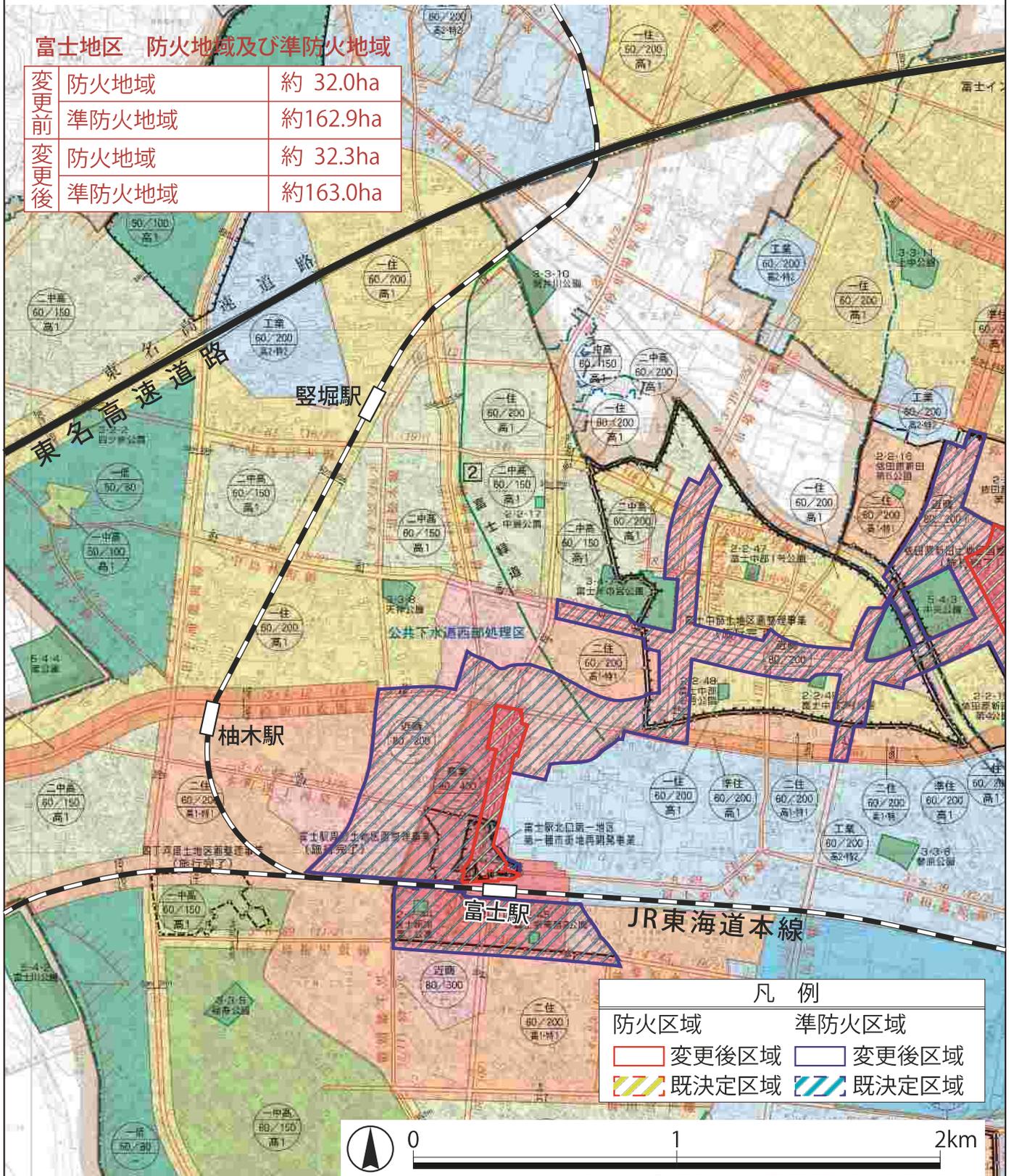
期 間	縦覧者	意見書の提出状況
令和7年11月11日(火) ～11月26日(水)	18人	意見書の提出はありませんでした。

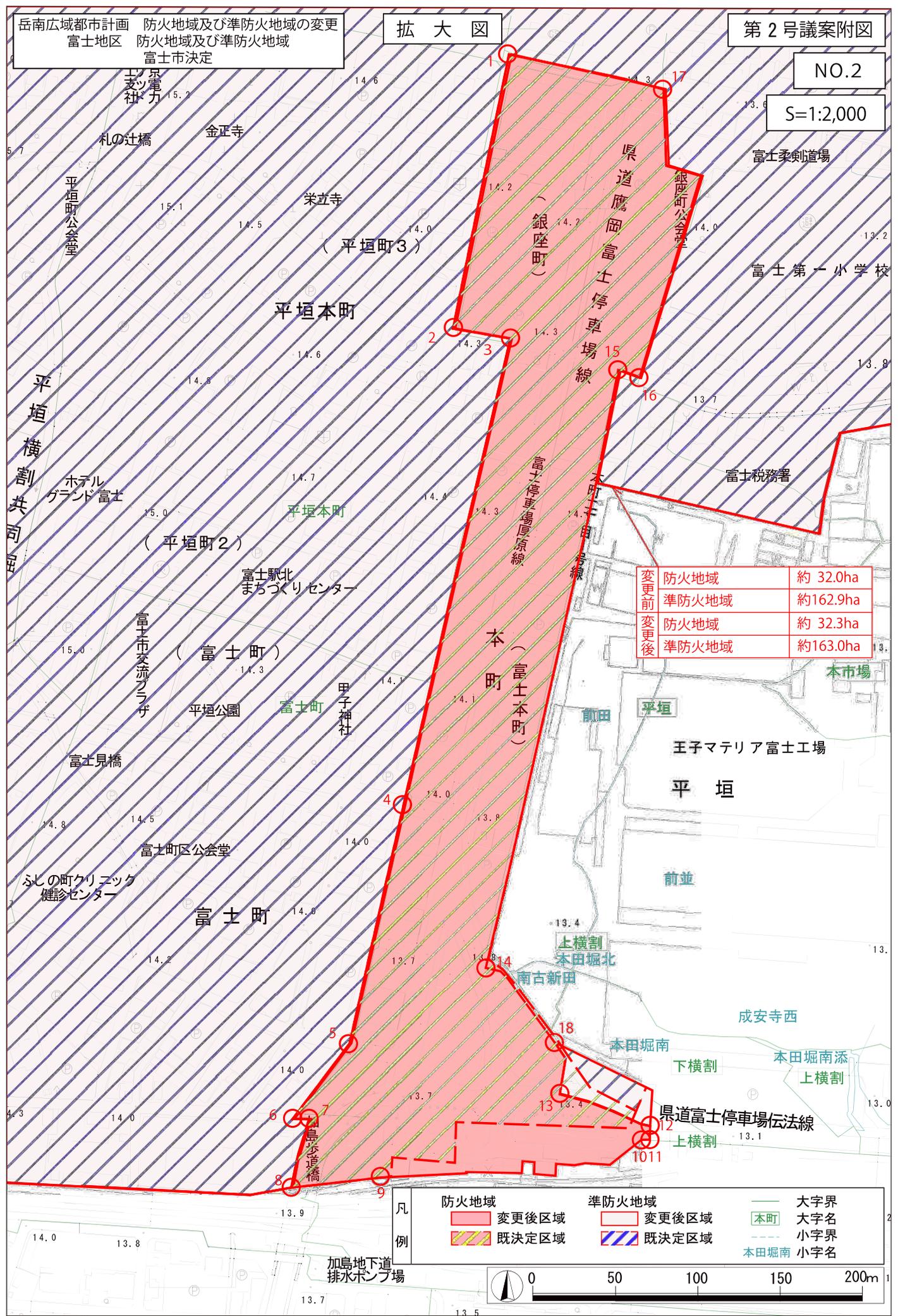
位置図

S=1/20,000

富士地区 防火地域及び準防火地域

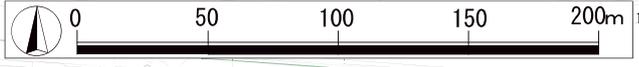
変更前	防火地域	約 32.0ha
	準防火地域	約162.9ha
変更後	防火地域	約 32.3ha
	準防火地域	約163.0ha





変更前	防火地域	約 32.0ha
	準防火地域	約162.9ha
変更後	防火地域	約 32.3ha
	準防火地域	約163.0ha

凡例		防火地域	変更後区域		準防火地域	変更後区域		大字界
		既決定区域		既決定区域		大字名		小字界
						小字名		本町
						本町		本町堀南



## 審第3号

岳南広域都市計画 地区計画の変更について（富士市決定）

審第3号

岳南広域都市計画地区計画の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次のように本会に付議する。

令和8年1月29日提出  
富士市都市計画審議会  
会長 大山 勲

## 岳南広域都市計画地区計画の変更（富士市決定）

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画を次のように変更する。

名 称	富士駅北口周辺地区計画	
位 置	富士市本町 の一部 富士市富士町 の一部 富士市平垣字前田 の一部	
面 積	約 3.1ha	
地区計画の 目標	<p>本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が接続する本市の主要な交通結節点である。</p> <p>また、上位計画である都市計画マスタープランにおいては、地区のまちづくりのコンセプトを「富士山を望む本市の玄関口として、美しさとやさしさを感じる、誰もが住みたくなるまち」とし、雄大な富士山及びその景観に調和した美しさと、人やまちのやさしさを感じることのできる、誰もが住みたくなるまちに再生することとしている。</p> <p>このため、本地区計画の目標を「富士市の玄関口としての風格を持ち、富士山を望む交流と賑わいのあるまち」とし、富士山の眺望の確保や調和がとれた街並みづくりによる都市景観の形成をはじめ、各種都市機能の集積による賑わいと魅力ある都市空間の創出など、市の玄関口にふさわしい地区の形成を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p><b>【交流拠点地区】</b> 住宅、店舗及び交流活動を促す公益施設が一体的に機能する土地の高度利用を促進するとともに、富士山の眺望点や賑わい空間を創出し、駅前にふさわしい拠点を形成する。</p> <p><b>【駅前拠点地区】</b> 駅前広場を効率的に活用し交通結節機能及び公益施設を配置することにより、公共交通利用者の利便性向上や賑わい創出を図り、市の玄関口にふさわしい拠点を形成する。</p> <p><b>【商店街地区】</b> 商店街としての景観の統一性や連続性を確保するとともに、商業・業務用途を中心とした土地利用を促進する。</p> <p><b>【商業住宅協調地区①】</b> けやき通りの景観と調和した建物形態に努めるとともに、居住環境、商業環境双方に配慮した土地利用を促進する。</p> <p><b>【商業住宅協調地区②】</b> 富士駅と本地区西側地域との歩行者動線を確保するとともに、居住環境、商業環境双方に配慮した土地利用を促進する。</p>

<p>区域の整備・開発及び保全の方針</p>	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>地区内の建築物整備では、市の玄関口にふさわしい効率的な高度利用がなされた都市景観の形成や個性が表出する商店街空間の継承を図るとともに、市のシンボルである富士山の眺望に配慮した建物形態とする。また、魅力あるまちなか居住環境の確保と賑わい空間の創出が地区全体を通して両立されることに配慮し、各地区の特徴に応じた建築物の用途の制限や景観の形成を図る。</p> <p><b>【交流拠点地区】</b></p> <p>土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に向けて、容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度を定めるほか、十分にゆとりのある歩行者空間や賑わいの連続に寄与する空間の確保等を目的として、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>また、まちなか居住機能や市の玄関口にふさわしい環境形成、都市景観の形成を図るため、建築物の用途の制限や、形態や意匠等の制限を定める。</p>
------------------------	-------------------	---

地区 区 整 備 計 画	地区 の 区 分	地区 の 名 称	交流拠点地区
		地区 の 面 積	約 1.0ha
	建築物等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 15㎡を超える畜舎 2 自動車教習所 3 倉庫（他用途に付属するものは除く。） 4 原動機を使用する工場（店舗に付属するものは除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
	容積率の 最 高 限 度	建築物の容積率は10分の40を超えてはならない。	
	容積率の 最 低 限 度	容積率の最低限度は10分の20以上でなければならない。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りでない。	
	建蔽率の 最 高 限 度	建蔽率の最高限度は10分の8を超えてはならない。 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とし、同条第5項第1号及び第6項各号に該当する建築物にあっては適用しない。	
	建築面積の 最 低 限 度	建築面積の最低限度は200㎡以上でなければならない。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りでない。	
	壁面の 位 置 の 制 限	次に掲げる道路に面する部分は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（歩行者の快適性や安全性を高めるための歩廊及びひさし等並びに公益上必要な看板等を除く。）は、道路の境界線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫又は物置で延べ面積が20平方メートル以下のものについては、この限りではない。 1 都市計画道路富士停車場厚原線 2 都市計画道路富士駅伝法線	
形態又は 意匠等の 制 限	1 看板・広告物は、富士市景観計画及び富士市屋外広告物条例によるものとし、周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。 2 次に掲げる看板・広告物は設置してはならない。 ただし、市長が公益上必要であると認めて許可したものについては、この限りではない。 ① 自己の用に供する以外の看板・広告物 ② 建築物の屋根・屋上の看板・広告物		

地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。

## 理 由

富士駅北口周辺地区において、富士駅北口駅前広場整備事業に伴う地区計画の範囲の変更を行い、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進を図る。

## 変 更 理 由

本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が交差する本市の主要な交通結節点であり、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針における将来都市像図では、都市拠点に位置付けられているため、令和3年度に地区計画を決定し、まちづくりを進めている。

富士市都市計画マスタープランにおいては、地区のまちづくりのコンセプトを「富士山を望む本市の玄関口として、個性と新しさの融合により、多くの人が集い、多様な交流が生まれるまち」として、雄大な富士山を望める本市の玄関口として、昔からあるものと新しく創られるものを良い形で融合させて富士駅周辺地区の新たな魅力・価値を創出することにより、市民や観光客等の多くの人が集まり、様々な形で交流し、賑わいが生まれるまちに再生するため、老朽化した建築物の更新にあわせ、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図り、再開発事業を促進するとともに、地区計画等のまちづくりルールを導入を推進することとしており、このたび、令和4年3月に富士駅北口駅前広場整備事業に着手した。

このことから、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進を図るため、富士駅北口駅前広場整備事業に合わせて富士駅北口周辺地区計画を本案のとおり変更する。

## 変更概要

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画を次のように変更する。

名 称	富士駅北口周辺地区計画
位 置	富士市本町 の一部 富士市富士町 の一部 富士市平垣字前田 の一部
面 積	<del>約 3.0ha</del> 約 3.1ha
地区計画の 目標	<p>本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が接続する本市の主要な交通結節点である。</p> <p>また、上位計画である都市計画マスタープランにおいては、地区のまちづくりのコンセプトを「富士山を望む本市の玄関口として、美しさとやさしさを感じる、誰もが住みたくなるまち」とし、雄大な富士山及びその景観に調和した美しさと、人やまちのやさしさを感じることで、誰もが住みたくなるまちに再生することとしている。</p> <p>このため、本地区計画の目標を「富士市の玄関口としての風格を持ち、富士山を望む交流と賑わいのあるまち」とし、富士山の眺望の確保や調和がとれた街並みづくりによる都市景観の形成をはじめ、各種都市機能の集積による賑わいと魅力ある都市空間の創出など、市の玄関口にふさわしい地区の形成を図る。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p style="text-align: center;"><b>【交流拠点地区】</b></p> <p>住宅、店舗及び交流活動を促す公益施設が一体的に機能する土地の高度利用を促進するとともに、富士山の眺望点や賑わい空間を創出し、駅前にふさわしい拠点を形成する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【駅前拠点地区】</b></p> <p>駅前広場を効率的に活用し交通結節機能及び公益施設を配置することにより、公共交通利用者の利便性向上や賑わい創出を図り、市の玄関口にふさわしい拠点を形成する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【商店街地区】</b></p> <p>商店街としての景観の統一性や連続性を確保するとともに、商業・業務用途を中心とした土地利用を促進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【商業住宅協調地区①】</b></p> <p>けやき通りの景観と調和した建物形態に努めるとともに、居住環境、商業環境双方に配慮した土地利用を促進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【商業住宅協調地区②】</b></p> <p>富士駅と本地区西側地域との歩行者動線を確保するとともに、居住環境、商業環境双方に配慮した土地利用を促進する。</p>
土地利用の方針	

<p>区域の整備・開発及び保全の方針</p>	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>地区内の建築物整備では、市の玄関口にふさわしい効率的な高度利用がなされた都市景観の形成や個性が表出する商店街空間の継承を図るとともに、市のシンボルである富士山の眺望に配慮した建物形態とする。また、魅力あるまちなか居住環境の確保と賑わい空間の創出が地区全体を通して両立されることに配慮し、各地区の特徴に応じた建築物の用途の制限や景観の形成を図る。</p> <p><b>【交流拠点地区】</b></p> <p>土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に向けて、容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度を定めるほか、十分にゆとりのある歩行者空間や賑わいの連続に寄与する空間の確保等を目的として、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>また、まちなか居住機能や市の玄関口にふさわしい環境形成、都市景観の形成を図るため、建築物の用途の制限や、形態や意匠等の制限を定める。</p>
------------------------	-------------------	---

地区 区 整 備 計 画	地区 の 区 分	地区 の 名 称	交流拠点地区
		地区 の 面 積	約 1.0ha
	建築物等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 15㎡を超える畜舎 2 自動車教習所 3 倉庫（他用途に付属するものは除く。） 4 原動機を使用する工場（店舗に付属するものは除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
	容積率の 最 高 限 度	建築物の容積率は10分の40を超えてはならない。	
	容積率の 最 低 限 度	容積率の最低限度は10分の20以上でなければならない。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りでない。	
	建蔽率の 最 高 限 度	建蔽率の最高限度は10分の8を超えてはならない。 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とし、同条第5項第1号及び第6項各号に該当する建築物にあっては適用しない。	
	建築面積の 最 低 限 度	建築面積の最低限度は200㎡以上でなければならない。 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りでない。	
	壁面の 位 置 の 制 限	次に掲げる道路及び駅前広場に面する部分は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（歩行者の快適性や安全性を高めるための歩廊及びひさし等並びに公益上必要な看板等を除く。）は、道路及び駅前広場の境界線から1.0m以上離さなければならない。 ただし、別棟の車庫又は物置で延べ面積が20平方メートル以下のものについては、この限りではない。 1 都市計画道路富士停車場厚原線 2 <del>富士駅北口駅前広場</del> 都市計画道路富士駅伝法線	
形態又は 意匠等の 制 限	1 看板・広告物は、富士市景観計画及び富士市屋外広告物条例によるものとし、周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模とする。 2 次に掲げる看板・広告物は設置してはならない。 ただし、市長が公益上必要であると認めて許可したものについては、この限りではない。 ① 自己の用に供する以外の看板・広告物 ② 建築物の屋根・屋上の看板・広告物		

地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。

## 岳南広域都市計画 地区計画の変更に係る経緯

### 1 説明会等の開催状況について

#### <説明会>

日 時	場 所	対象者	参加者
令和7年2月17日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	21人
令和7年2月24日(月)15:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	24人
令和7年2月24日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	9人
計			54人

#### <公聴会>

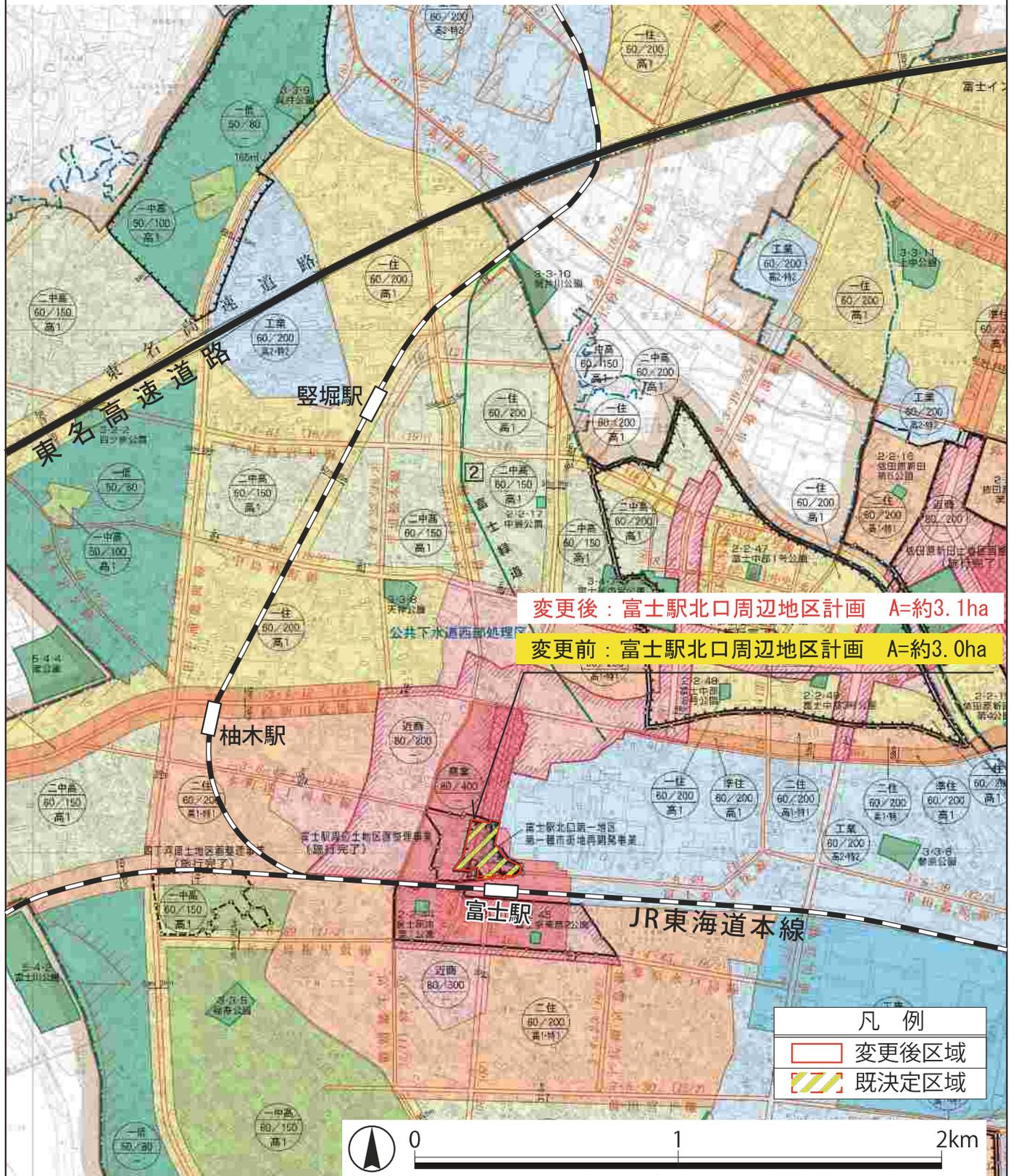
日 時	場 所	備 考
令和7年8月20日(水)16:00～	富士市役所8階第二会議室	公述の申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。

### 2 変更案に関する縦覧状況について

期 間	縦覧者	意見書の提出状況
令和7年11月11日(火) ～11月26日(水)	18人	意見書の提出はありませんでした。

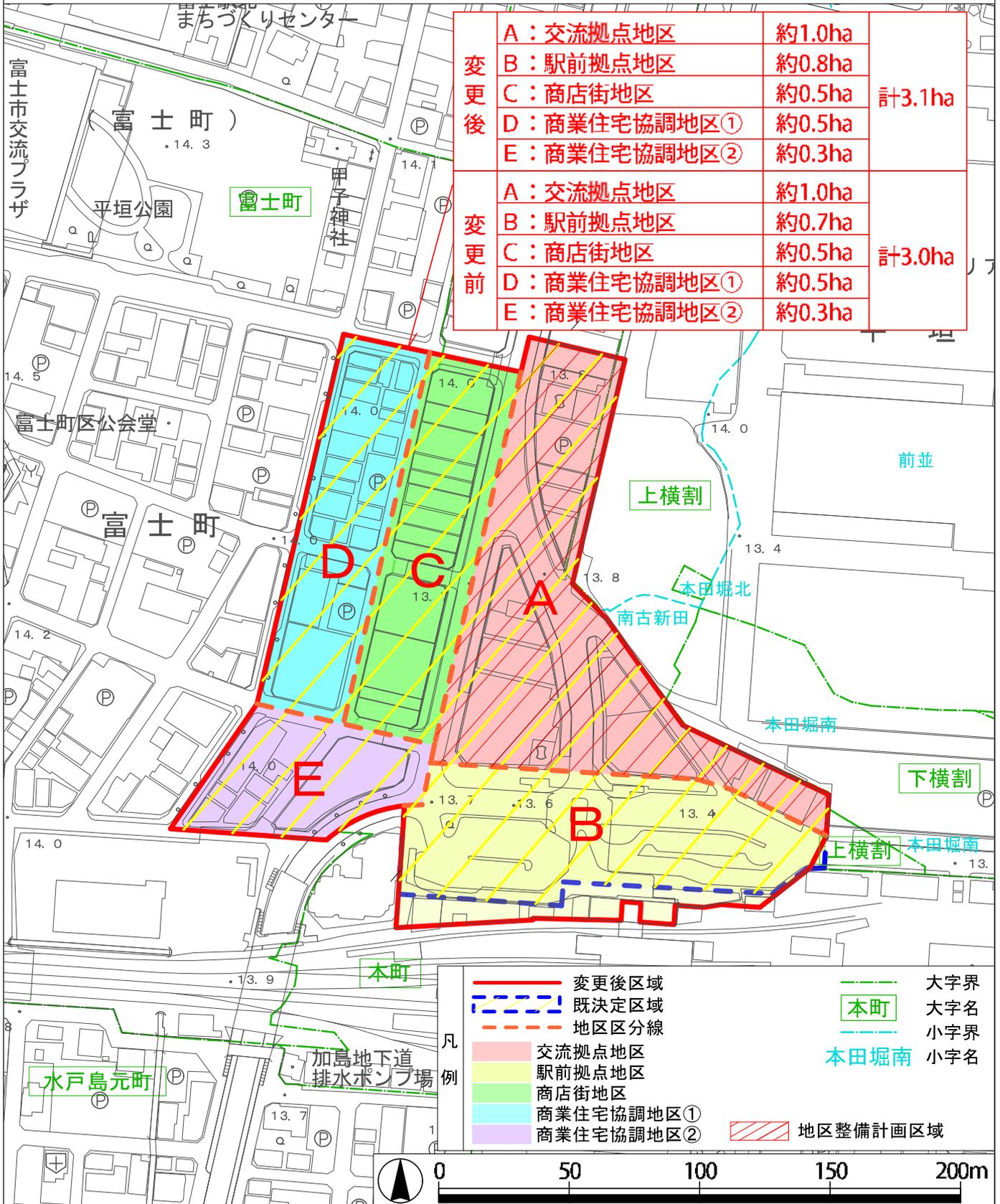
位置図

S=1:20,000



拡大図

S=1:2000



## 審第4号

岳南広域都市計画 交通広場の決定について（富士市決定）

審第4号

岳南広域都市計画交通広場の決定について、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、次のように本会に付議する。

令和8年1月29日提出  
富士市都市計画審議会  
会長 大山 勲

## 岳南広域都市計画交通広場の決定(富士市決定)

都市計画交通広場を次のように決定する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	交通広場名			
交通広場	1	富士駅北口交通広場	富士市本町	約 1,400 m <sup>2</sup>	

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

## 理 由

富士駅北口における都市計画施設（駅前広場）の区域内において、公益的な施設を立体的に整備することで、土地の有効・高度利用、都市機能の有機的な連携、魅力的な都市空間の創出を図るため、都市計画に交通広場を立体的な範囲で位置付けようとするものである。

## 決 定 理 由

本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が交差する本市の主要な交通結節点であり、岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における将来都市像図では、都市拠点に位置付けられている。

富士市都市計画マスタープランにおいては、雄大な富士山を望める本市の玄関口として、昔からあるものと新しく創られるものを良い形で融合させて富士駅周辺地区の新たな魅力・価値を創出することにより、市民や観光客等の多くの人が集まり、様々な形で交流し、賑わいが生まれるまちに再生するため、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図ることとしている。

このことから、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、富士駅北口における都市計画施設（駅前広場）の区域内に、公益的な施設を立体的に整備することで、土地の有効・高度利用、都市機能の有機的な連携、魅力的な都市空間の創出を図るため、都市計画に交通広場を立体的な範囲で位置付け、本案のとおり決定する。

## 岳南広域都市計画 交通広場の決定に係る経緯

### 1 説明会等の開催状況について

#### <説明会>

日 時	場 所	対象者	参加者
令和7年2月17日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	21人
令和7年2月24日(月)15:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	24人
令和7年2月24日(月)19:00～	富士市交流プラザ2階会議室1	市民	9人
計			54人

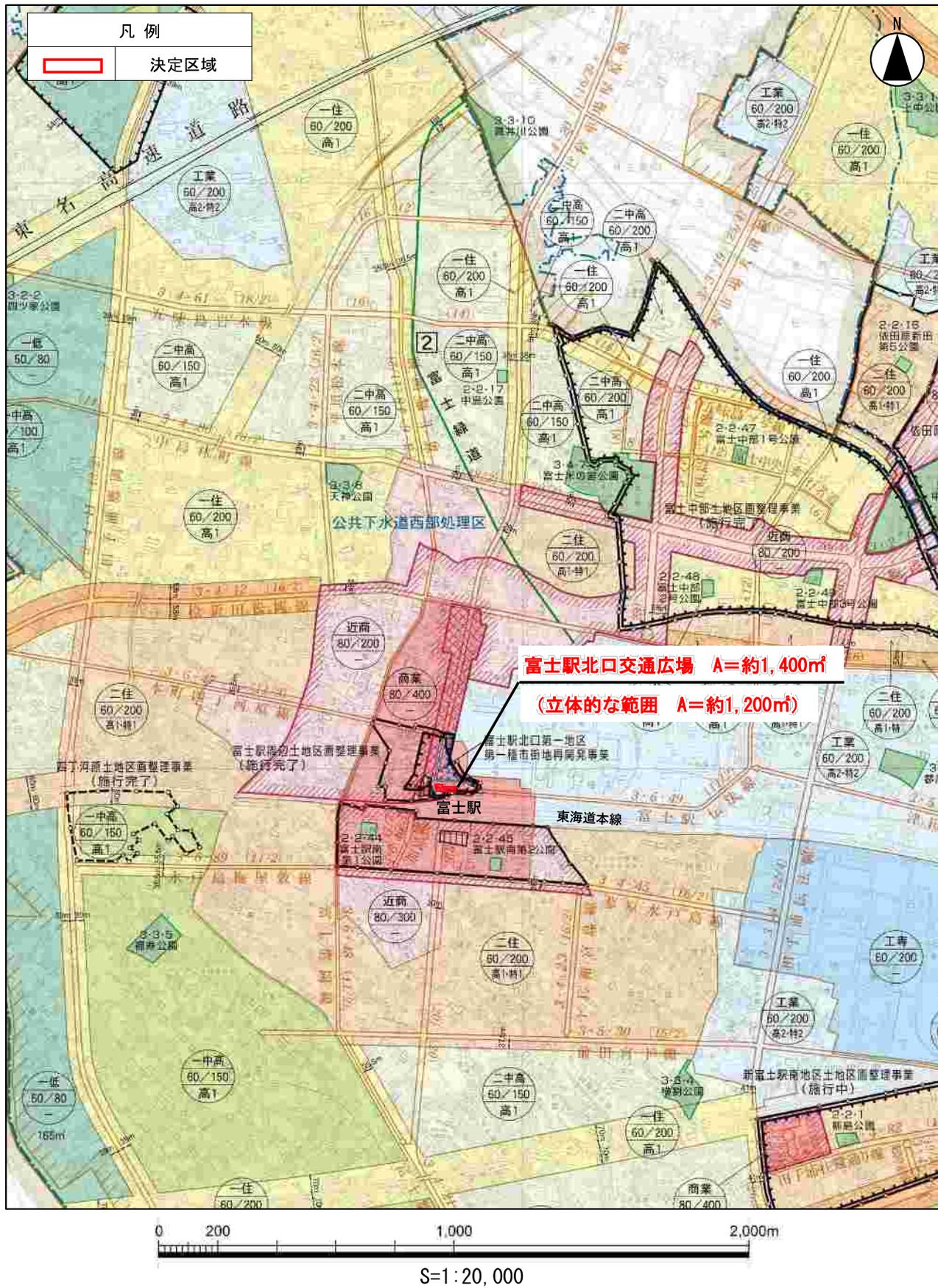
#### <公聴会>

日 時	場 所	備 考
令和7年8月20日(水)16:00～	富士市役所8階第二会議室	公述の申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。

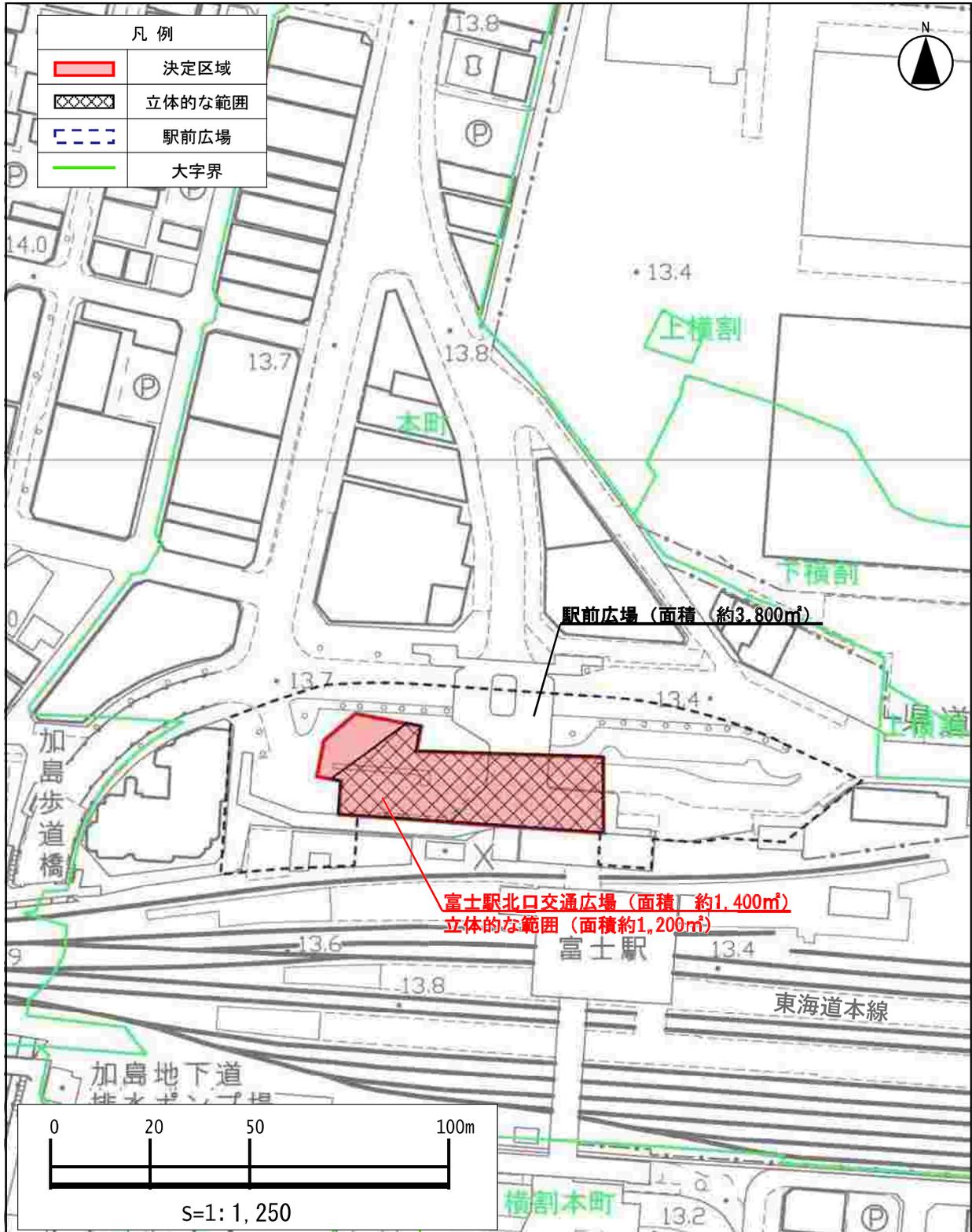
### 2 変更案に関する縦覧状況について

期 間	縦覧者	意見書の提出状況
令和7年11月11日(火) ～11月26日(水)	18人	意見書の提出はありませんでした。

位置図



拡大図



断面図

凡例	
	決定区域
	立体的な範囲

位置図

